

②-2 子の育児に係る費用の支払先一覧

利用した施設等が下記に該当するかどうか下記HPリンク先等からはわからない場合は、当該施設か自治体に直接お問い合わせください。

各自治体の保育所情報リンク http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/jidou/service/service_jidou2.html 独立行政法人 福祉医療機構

各自治体の児童福祉施設情報リンク <http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/jidou/service/> 独立行政法人 福祉医療機構

		備考
1	幼稚園	
2	認可保育所	個々の保育所ではなく自治体(市町村)が保護者から保育料を徴収する場合がありますが、この場合においても本制度の非課税の対象となります。
3	市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育を目的とする施設として定められているもの(例えば東京都の認証保育所や横浜市の横浜保育室など)	
4	認可外保育所のうち、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設	
5	認定こども園	
6	障害児通所支援事業に係る施設	障害児通所支援を行う事業に係る施設 ※障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいう
7	子育て短期支援事業に係る施設	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業及び夜間養護等事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)に係る施設
8	地域子育て支援拠点事業に係る施設	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業に係る施設
9	一時預かり事業に係る施設	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業に係る施設
10	小規模住居型育児養育事業に係る施設	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業に係る施設
11	家庭的保育事業に係る施設	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行う事業に係る施設(保育ママ)
12	小規模保育事業に係る施設	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業に係る施設
13	居宅訪問型保育事業に係る施設	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅ですべて1対1で保育を行う事業に係る施設
14	事業所内保育事業に係る施設	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業に係る施設
15	病児保育事業に係る施設	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業に係る施設(病院、保育所等)
16	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)に係る施設	次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)に係る施設 ・ 児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴って行うものを含む。)を行うこと ・ 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること
17	ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る施設	修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等に係る施設
18	ひとり親家庭等生活向上事業に係る施設	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するための相談支援、育児等に関する講習会の開催、児童の悩みを聞くなどの支援、ボランティアの派遣等に係る施設
19	乳児院	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入所させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
20	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
21	児童厚生施設	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設(児童遊園、児童館)
22	児童養護施設	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
23	障害児入所施設	次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設 (1)福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与 (2)医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療
24	児童発達支援センター	次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設 (1)福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 (2)医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療
25	情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
26	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
27	里親制度に係る施設	要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)の養育を委託する制度に係る施設
28	ベビーシッター事業者	市町村長の認可を受けた居宅訪問型保育事業を行う事業者
29		都道府県知事等に届出を行った居宅訪問型保育事業を行う事業者

※海外の施設は学校教育法や児童福祉法等に基づく施設ではないため、非課税の対象外となります。